

# 会議要録

会議名	令和4年度第2回八王子市消費生活審議会	
日時	令和4年10月3日（月）午後3時00分～午後4時00分	
開催方法	オンライン（Microsoft Teams）	
出席者等氏名	委員	会長 朝日ちさと、副会長 渡邊隆、佐久間志緒里、中根悠貴 吉井悠祐、長谷川薫、清水栄、百瀬幸夫、赤木省三（敬称略）
	事務局	立花等市民部長、橋本光太郎消費生活センター所長、 奈良貴代課長補佐兼主査、渡邊圭一主任、森本健太主任、辻清江主任
	欠席委員	野崎忠行（敬称略）
議題等	<b>【議事】</b> (1) 第2期八王子市消費生活基本計画及び八王子市消費者教育推進計画に基づく令和3年度事業実施の課題について (2) 第2期八王子市消費生活基本計画及び八王子市消費者教育推進計画の改定について	
公開・非公開の別	公開決定後公開	
傍聴人の数	0名	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年度第2回八王子市消費生活審議会 次第               <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会</li> <li>2. 議事                   <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第2期八王子市消費生活基本計画及び八王子市消費者教育推進計画に基づく令和3年度事業実施の課題について                       <ul style="list-style-type: none"> <li>◀意見聴取▶</li> <li>・ 「成年年齢引下げに関する教育・啓発」のあり方や今後に対する具体的な方法について（消費者教育推進会議での意見等を踏まえて）</li> </ul> </li> <li>(2) 第2期八王子市消費生活基本計画及び八王子市消費者教育推進計画の改定について                       <ul style="list-style-type: none"> <li>◀報告及び意見聴取▶</li> <li>・ 消費生活に関する市民意識・実態調査の速報（教育・啓発以外）</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>3. その他</li> <li>4. 閉会</li> </ol> </li> <li>・ 資料1-2 令和3年度実績報告及び課題に対する審議会委員からの意見（第1回審議会での意見等を記載）</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"><li>・資料4-2 消費生活に関する市民意識・実態調査の質問票（確定版） （参考）</li><li>・資料4-3 消費生活に関する市民意識・実態調査の速報</li><li>・参考 令和3年度 事業概要</li></ul>
--	---

## 会議内容

### 1 開会

事務局 : これより令和4年度第2回八王子市消費生活審議会を開会します。本日は、野崎委員から欠席のご連絡をいただいております。本審議会は、八王子市消費生活条例と規則に基づき開催していますが、その運営にあたっては、本市全体の会議運営の指針である「八王子市附属機関及び懇談会等に関する指針」に沿って行っています。会議の終了後は会議録を作成し、当該会議で確認を得て、市ホームページ等で公表しなければならないとしています。このため、会議中は記録のため、音声録音・画像録画をしておりますことをご承知おきください。会議中の発言時の挙手とカメラ・マイクの利用は、先刻開催しました消費者教育推進会議と同様にご協力をお願いします。それでは、朝日会長に議事進行をお願いします。

朝日会長 : それでは、ここから進行します。本日は、委員10名のうち9名に出席いただいておりますので、八王子市消費生活条例施行規則第9条第6項の規定に基づき、会議は成立しています。次に、次第の「2 議事」に入る前に、会議の公開・非公開を決定したいと思います。本会議は「八王子市附属機関及び懇談会等に関する指針」の非公開事項に該当するものがないとし、本会議は公開ということによろしいでしょうか。

赤木委員 : はい。

朝日会長 : はい、皆さまもよろしいですね。では、異議なしと認め会議を公開とします。次に事務局から傍聴者について報告願います。

事務局 : 今回はホームページにて、傍聴のオンライン参加を公募しましたが、本日までに希望はありませんでした。

### 2 議事

朝日会長 : それでは、「議事」に入ります。本日の議事、(1)第2期八王子市消費生活基本計画及び八王子市消費者教育推進計画に基づく令和3年度の事業実施の課題「成年年齢下げに関する教育・啓発のあり方や今後に対する具体的な方法について」、第1回審議会や教育推進会議の発言を総合すると、先程の教育推進会議で議論いただいた内容になりますけれども、事務局にお伺いしてもよろしいですか。

事務局 : はい、第1回審議会や先程の教育推進会議でいただいたご意見を総合して考えてみると、色々な機関が連携をしてより効果的に行っていくということが言えると思います。

朝日会長 : 教育についてはとても沢山ご意見がございました。今まとめていただいたような形で、家庭と教育現場、或いは教育現場の中でも役割分担がありますので、評価や課題の話、色々な所で実効性のある方法を探していく、工夫していく必要があると思います。そのための教材などは国や市が作成しているものが様々ありますが、使い方も含めて具体的に実施する必要があるというところがありました。そして市民意識・実態調査のアンケート結果から課題を拾っていくわけですが、認知度や具体的な行動が取れるかということに対して、世代の差もあるという点も分かってきました。そういった意味で生涯教育という観点もありました。消費生活センターの役割も含めて連携を深めていくところが観点として言えるところがあるかと思っています。その他の観点も含めまして、この2回の会議を通じて、答申として盛り込むべき意見についてお伺いしたいと思っております。ご意見ございましたらお願いいたします。

吉井委員 : 先程の教育推進会議との関連でも申し上げましたけれども、資料4-3のアンケート速報でもありました通り、消費生活センターの認知度があまりにも低いと思っています。ここはやはり消費生活センターに繋ぐという意味でも、可及的速やかに認知度を上げる取組をしなければいけないと思っております。他方で、これまでも市の広報に掲載や、様々な場面で、周知や広報活動を市は取り組んできたと思うのですが、いかんせん数字が悪く、

特段案がなく恐縮なのですが、どうすれば数字を上げられるのかということを取組として盛り込めないかと思っています。

朝日会長 : ありがとうございます。センターの今までの取組なども踏まえて、課題など意識していることがあるかと思いますがいかがでしょうか。橋本所長お願いいたします。

事務局 : まず消費生活センターの認知度について、2年前の令和2年度に実施しました市民意識・意識調査結果では「場所も、業務内容も知っている」「場所は知らないが、業務内容は知っている」を合わせると29.9%、今回の速報では30.1%でした。2年前より僅かですが0.2%増加しました。ただ、この2つを合わせた数字が3割ということは、10人中2～3人しか消費生活センターに相談すればよいとご認識いただいていないということで、非常に私も課題と考えております。また、追補により計画を2年間延長して、令和5年度の消費生活センターの認知度の目標は40%と設定しており、更に10%認知度を高めようということを知っているところです。他自治体ではありますが市の広報で案内することが多くの市民に届く手立てという結果があるようです。本市では年1回広報はちおうじ「消費生活特集号」を発行しており、また、毎月発行の「消費生活ニュース」を市施設だけでなく民間施設などにお届けして、より多くの方に見ていただくように引き続き取り組んでいきます。これまでも実施していますが、ホームページだけでなく、SNSいわゆる市公式LINE、Twitter、Facebookを活用して発信力を高めていきたいと思っています。また、先程の教育推進会議でもありましたように、消費者教育の中でも、若年者、小中高校生への消費生活センターの認知度を高めるような工夫をしていきたいと考えております。

朝日会長 : ありがとうございます。では渡邊副会長お願いいたします。

渡邊副会長 : 先程の吉井委員と同じ考えで、やはり消費生活センターの役割というのは、大変大きな意味を持つものだと思います。それにも関わらず、認知度が低いということは、非常にもったいなく役割を担いきれていないのかなというのが率直な感想です。八王子市の場合、活動はおそらくとても旺盛に取り組んでいるのかなという印象はあるのですが、まず場所が地下のため非常に分かりづらく、とても積極的にアピールしていかないと駅からいくら近くても、なかなか場所の認知度を高めるというのは難しいと思います。もう一点が先程橋本所長から説明がありましたけれども、広報関係については既に取り組んでいるということは、充分認識してはいるのですが、おそらくこれを繰り返していても、なかなか認知度を上げていくというのは難しいと思います。今回のアンケートの速報にも記載がありましたけれども、やはり民間の人が出入りするような場所、例えばスーパーやコンビニなど、どこまでご協力いただけるかという実態の問題はあるとは思いますが、少し今までと違うアプローチを踏んでいかないと認知度向上には繋がらないのではないかと思います。実際に取り組めることと取り組めないことがあると思いますけれども、役割の方を担っていただくためには、少しアプローチを変えていただきたいなと思いました。

朝日会長 : ありがとうございます。具体的なお提案だと思います。では百瀬委員お願いいたします。

百瀬委員 : 先程の教育推進会議では、学校教育の方が比較的よく行き届いているけれども、家庭教育が足りない、そして消費生活センターの認知度が足りないという問題があったわけですが、私は民生委員をしている関係上、市の防犯メールや防災メールの受信登録しており、タイムリーに色々な情報が得られています。消費生活センターからも是非ともメール配信のサービスをやっていただいたらよいのではないかと思います。アンケート速報の問13「さまざまな消費生活に関する情報であなたが利用しやすいものはどれですか」では、SNSに比べると「メール配信」は低い数字なのですが、タイムリーに情報が入ってくるということになりますと非常に意味があることだと思います。消費生活ニュースの掲載内容は非常に良い情報もありますので、こういったもののメール配信もしていただくと認知度も広がるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

朝日会長 : ありがとうございます。続けて消費生活センターの認知度のお話をいただきました。具体的なお提案もございましたけれども、何かご意見ございましたらお願いいたします。では佐久間委員お願いいたします。

佐久間委員 : アンケートの最後のページなのですが、とても良かったと思いました。当初はなかったですよ。最後に消費者センターの案内ページがあるとないのでは、ずいぶん違ったと思います。自由記述欄の中にもQRコードが入っていてとても良かったという回答もありまし

たし、やはり若い人は情報共有の能力が高いので、こういった QR コードや Tiktok などを使うと、若い人たちにも凄く広がってくると思います。私自身もアンケートを答えたのですけれども、やはりアンケートを進めていくうちに、もしこういうトラブルにあつたら「どこに相談したら良いのだろうか」、「こういうことは市役所のどの課に相談したら良いのだろうか」という疑問が結構出てきました。この最後の案内ページがなければ、きっと「その時考えればいいや」、「その時調べればいいや」となってしまうと思います。この最後のページがあったことによって、何かあればまず消費者センターに相談しようと感じると思います。特にこの切り取り線が良かったです。切り取ってどこか目に付く所に貼っておけば、すぐに消費者センターに相談できるので、最後のページは非常に有効だと思います。

朝日会長 : ありがとうございます。アンケートでアウトリーチをしていただきましたよね。確かに記述式の回答でもありましたけれども、消費生活センターのプレゼンスが分かりやすかったのかと思います。他にご意見いかがでしょうか。今までのご意見の中では成年年齢引下げをテーマにして、そこからどのように問題解決が可能な消費生活センターにたどり着くのかというところのご意見が中心で出ているように思います。先程広報のお話がありましたけれども、今現在取り組んでいること、今後取り入れても良いのではないのかという具体的なご提案がいくつかございました。プッシュ型の通知のようなものや、場所についても触れました。消費生活センターに限らず行政の広報全体において認知度がなかなか伸びないという課題を持たれていると思いますけれども、メール配信、LINE での配信、そういった SNS を使ったもの、或いはもう紙媒体だけで得意なところを進めていく、そして窓口の一括化も関連してくるかと思います。消費生活センターに限らずこの窓口へ行けば良いのか、そういった行政全体の広報と住民との関係というところにも関連してくるところかと思いますが、ここに関して、できることをやっていくということ盛り込んでいくような答申が良いと思いますがいかがでしょうか。

事務局 : 確かに行政全般で PR がなかなか難しいという課題はあります。どう発信していくのかということで、まずは「広報はちおうじ」という話もありますが、皆さまのご意見の通り、今はそれだけではなかなか伝わっていかないのが現状です。全体として、もう少し様々な施策を展開する時に、抱き合わせて PR していくというのが一つ方法としてあります。今回市議会でも、環境に関するごみについて質問をした議員さんがいらっしゃいましたけれども、そこから消費生活センターを受け持つ私の方に質問が広がり、更に環境教育と消費生活を結び付けて消費者教育はどのようにしていますかという切り口で質問をいただきました。一つの「消費者」だけではなく、横軸でとても幅広く、例えば「子育て」、或いは「産業振興」など様々なところで「消費者」は結びついています。そういった施策を展開する時に、消費生活センターが PR できるように、特に我々市民部では、マイナンバーカードの発行を促進しているのですが、現在民間商業施設での申請受付や PR を実施しており、そういった所でも結びつけていきたいと思っています。偶然ですけれども、消費生活センターは土曜日に開庁している公共施設として、マイナンバーカードの促進の一環で、年明け 1 月から消費生活センターにて毎週土曜日にマイナンバーカードの受付を開始します。それにより、マイナンバーカードの申請のために消費生活センターに来られた方が、こういう相談をここで受け付けているのかと理解していただくきっかけになると思います。ツールとして LINE や Twitter での発信も大事ですけれども、そういった大きく他所管との連携の中で、アナウンスしていくことで、消費生活センターの認知度を上げていきたいと思っています。是非答申に様々な自由なご意見を盛り込んでいただいて、やれることは全部やるというような姿勢でお応えができるかと思っていますので、よろしく願いいたします。

朝日会長 : ありがとうございます。市の中で他部署との連携というのは、昨年度の重点課題のご意見のところにも通じるところですね。最終的に消費生活センターに繋がるという道、先程の教育のように、例えば親に相談しました、学校に相談しました、そして消費生活センターに繋がるということであればそれは良いことなのですけれども、直接やはり「消費生活センターを知っている」ことで、直接消費生活センターに相談した方が良い方も多いと思いますので、是非色々な手段を通じて取り組んでいくということを答申として盛り込む方向でいきたいと思っています。では、次に移りたいと思いますが、皆さまよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。続きまして、議事(2)第2期八王子市消費生活基

本計画及び八王子市消費者教育推進計画改定について、今年度8月に実施した「消費生活に関する市民意識・実態調査の速報」（教育・啓発以外）の説明を事務局よりお願いいたします。

事務局： 議事（1）では令和3年度の事業の振り返りをしていただきまして、ありがとうございました。議題（2）では市民意識・実態調査のアンケートの速報値が出ましたので、その概略のご報告、それに対するご意見、或いはまだ単純集計の段階ですので設問間クロス集計としてこの設問とこの設問はクロスして集計を取った方が良いのではないかとというようなご意見をいただければありがたいと思い議題に載せました。最終的には令和5年度に策定する消費生活基本計画の参考とするため、今回実施した調査についてのご意見をいただきたいというのが主旨でございます。まず、調査は市内在住18歳以上の方、3,000人を無作為抽出し、今年7月27日（水）から8月11日（木）までを調査期間として郵送でお送りしたアンケート調査です。資料4-2がアンケートの質問票でして、前回審議会にて案として、事前に皆さまにも配付しております。委託業者より速報の提出があり、それが資料4-3です。3,000名にお送りして、1,423名の方から回答いただき、回答率は47.4%でございました。本日のご意見やご要望等も踏まえて、最終的に報告書をまとめて、次回審議会までに皆さまに改めてお送りさせていただいてご意見をいただきたいと思っております。

まずは概要として、既に先程ご意見いただきましたが、消費生活センターの認知度について、2年前の令和2年度に実施しました市民意識・実態調査結果では「場所も、業務内容も知っている」「場所は知らないが、業務内容は知っている」を合わせると29.9%、今回の速報では30.1%でした。2年前より僅かですが0.2%増加しました。まだまだ目標値には届いていなく、低い数字だと認識をしております。続きまして問4（資料4-3の23ページ）、「商品・サービスの料金を支払うのに、現金（紙幣・硬貨）を使用せずに支払う「キャッシュレス決済」を利用していますか」について、77.5%の方が利用していると回答しており、高い数値でした。ちなみに前回調査では73.5%でしたので、4%増加しました。続きまして、問6（資料4-3の26ページ）「エシカル消費を知っていますか」について、「知っている（意味も理解している）」と回答した方は12.8%で、前回調査の12.1%よりは微増ではありますが、まだまだエシカル消費の意味まで理解している方は少ないという実態が浮き彫りになっております。続きまして問10（資料4-3の32ページ）直近1年間の消費生活トラブルの経験はありますか」について、「ある（インターネットを利用して）」、「ある（インターネット以外）」、「ある（インターネット利用とインターネット以外の両方とも）」の合計が12.9%となっており、前回調査では10.3%でしたので、2.6%増加という結果になりました。続きまして問10-3（資料4-3の35ページ）では、先程の問10で消費生活トラブルの経験があると答えた方に対して「その際にどこかへ（誰かへ）相談しましたか」という問いに対して、「相談した」という方は43.5%、前回調査では45.9%でしたので微減という結果でした。トラブルにあった時にどこかに（誰かに）相談した方は、4割程度という結果でした。問10-4（資料4-3の36ページ）では、問10-3で相談したと答えた方に対して、「どこへ（誰へ）相談などをしましたか」という問いに対して、一番多いのは「購入店舗、利用店舗、勧誘員、営業担当者等」の47.5%であり、直接相手先へ相談したと答えています。最近ではサービスセンターやカスタマーセンター、そういったものが民間企業では充実しておりますので、前回調査では19.2%でしたが、今回は「サービスセンターやカスタマーサービス」と答えた方は31.3%ということで非常に増えています。「八王子市消費生活センター」に相談したと答えた方は16.3%で、前回調査では17.8%で微減という結果でした。問11（資料4-3の38ページ）、「トラブルにあわないために重要なことはどのようなことだと思いますか」について、複数回答可としていますが、「消費者自身が知識を身につけてトラブルにあわないように注意する」と答えた方が90.9%、そして「国、都や市などの自治体が消費生活上のトラブルに関する情報を提供する」が54.5%という結果でした。問20（資料4-3の47ページ）「本市は、消費生活の安定や向上に向けた取り組みが進んでいると感じますか」の問いに対して、「感じる」「どちらかといえば感じる」の合計が18.5%という結果になっています。最後の問21（資料4-3の48ページ）「今後消費生活問題に対する市に望む取り組みはどのようなことですか」という問いに対して、一番多かったのが「消費者被害の実態や対処方法、相談窓口の連絡先など情報提供を充実する」であり、73.8%という結果になっています。冒頭申し上げました通り、これらの結果を踏まえた各委員の皆さまのご意見、或いは設問間クロス集

計のご提案により新たな課題が浮き上がるのではないかと、計画を立てる際の資料となるのではないかとのご意見がもしありましたらいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

朝日会長 : ありがとうございます。今ご説明いただいた速報結果に関してのご意見、ご質問、或いは分析のご提案などご発言いただきたいと思えます。

佐久間委員 : アンケートの対象年齢ですが、例えば 10 代から 20 代、30 代から 50 代、60 代以上というように年代ごとに対象を区切るというのは、やはり個人情報の問題で厳しいのでしょうか。自由記述欄に年配と思われる方から、少しボリュームが多くて回答するのに疲れたというようなコメントがありました。年代ごとに設問のボリュームや内容を変えることができるならば、より一層良いのではないかと思います。

事務局 : 自由記述欄に少し質問量が多いというご意見があったということ踏まえてのご意見だと思いますけれども、基本的には同じ設問において、その年齢層によってそれぞれのお考えの傾向を掴みたいという趣旨もあるため、年齢によってボリュームを変えたり、或いは設問内容を変えたりということは少し難しいのかなと思っております。

朝日会長 : ありがとうございます。ウェブアンケートですと回答又は属性によって違うページに飛ぶようなことが技術的にはできたりしますが、こういった趣旨だとちょっと難しいかもしれないというご回答でした。ただ、この調査自体に対しての自由記述がいくつかありました。例えば、紙媒体の調査はどうか、少し負担がある、属性によっては答えにくいものがあるといったご意見もございました。他にご意見ございますか。赤木委員お願いいたします。

赤木委員 : 消費生活センターには、予防的に消費生活に関する情報を流していくという役割と、駆け込み寺のような相談窓口という役割が浮かび上がってくるのですが、情報については色々な方法で流されているのですが、本当に困った時に誰に相談すれば良いのか、個々人でこの程度の額だからいいやということで、自分で処理したり、ある程度自分で咀嚼をして判断をしている部分があると思います。消費生活センターというのは、相談すれば色々なことをアドバイスしてくれて、仕分けをしてくれる役割を持っているので、そういったことの受け口としての消費生活センターというのは、もう少し整理をし直して PR することが、認知度を高めていくことにもつながっていくのではないかと思います。エシカル消費にしても、もったいないにしても、そして SDGs にしても、色々なところから発信しているものですから、これは逆にどこから発信されても良い情報ですが、ただ本当に困った時に相談するのは、ある程度色々な事を相談にのってくれて、一番良い処理の仕方を教えてくれるのが消費生活センターだと思います。そうすると、消費生活センターの認知度というのは、そういう役割をある程度整理しながら市民に広げていく必要があるのではないかと思います。このアンケートを拝見しながら感じた私の意見です。

朝日会長 : ありがとうございます。消費生活センターには相談の受け皿としての役割と情報提供の役割があり、広い分野の相談先としての役割、またその周知が必要ではないかというご意見でした。では、中根委員お願いいたします。

中根委員 : 3点ございます。1点目、やはり前回の審議会から話題になっている WEB での回答が一番課題ではないかと考えていますので、是非次回ご対応いただければと思います。また、性別などについてはご対応いただきましてありがとうございます。2点目、設問間クロス集計について、消費者教育を受けたことがあるかどうか、消費者教育の経験の有無との関連を見たいというところで、問 14「これまで消費者教育（啓発を含む）を受けたことがありますか」という設問に「いいえ」と答えた方について、問 16「消費生活のどのような内容の講座に参加したいと思いますか」との関係を見たいと思います。消費者教育を受けたことがない方がどのような内容だったら関心を持つのかというところです。3点目、その問 14 と問 7 をクロスさせて、問 14 で「いいえ」と答えた方について、問 7「日常生活で心掛けていること、やっていることがありますか」との関係を見たいと思います。消費者教育を受けたことがない方が普段どのようなことを行っているのか、消費者教育を受けたことがない方やあまり関心のない方でもどのような行動なら取り組みやすいのかを見られると良いと思います。追加で 1点あります。自由記述欄では、やはりホームページの充実に関しての言及がいくつかあったかと思います。ホームページを拝見したのですが

も、具体的に言うとクーリング・オフに関するページの最終更新が平成 28 年になっており、電子メール関連を含む令和 3 年法改正などにまだ対応していません。ホームページの充実において情報更新の面でも課題があるのではないかと思います。

朝日会長 : ありがとうございます。4 点いただきました。WEB 対応、ホームページ対応、そして設問集計のご提案もありがとうございました。消費者教育の有無については一種の政策評価のようなものにもなるかもしれませんね。他にございますか。先程の赤木委員の相談に関するご意見にも繋がると思いますが、私からも 1 点あります。消費者教育において、まず自分で引かからないようにする、自分で情報を得る、トラブルに遭わないようにする、というのがとても多かったと感じています。それはとても大事なことで、そういう意識を持たれている方が多いということが分かったのですけれども、一方そういう意識が抱え込みにも繋がってしまうような気もしました。それに関連して言うと、その解決策がお客様情報センターやメーカーなどに問合せしており、年代によってかなり違いがあるように思いました。やはり比較的 60 代以上ですと消費生活センターが多かったかと思えます。それはトラブルの性質が違うのか、要は購入しているものが世代によって違って、それによって相談先の有無が違うのか、それとも消費者教育の有無・消費者教育の関心の有無なのか、それこそ世代で消費者教育を受けた経験の有無、そのあたりが少しよく分からないところもありました。一旦、年代では集計をしているのですけれども、属性やその解決策、そしてその人が消費生活に対する関心や教育などの関係を見ていただけたら良いのではないかと思います。他にご意見ございますか。それでは、こういったご意見をいただきましたということで議事(2)を終了いたします。それでは以上をもちまして、本日の審議は終了となります。

### 3 閉会

事務局 : 本日の会議要録は事務局でとりまとめ、皆さまにご提示し確認をさせていただきます。修正等が出た場合は、必要に応じて各委員にご連絡のうえご確認をいただき、会議要録を決定後、市のホームページで公開いたします。

朝日会長 : それでは、以上をもちまして本日の議事は終了といたします。改めて進行を事務局にお返しいたします。

事務局 : 初めてのオンライン開催で皆さま色々とお疲れになったのではないかと思います。事務局の準備が行き届かない点もありましたことをお詫び申し上げます。会長には審議会進行ありがとうございました。また委員の皆さま、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。次回の審議会開催日ですが、12月22日(木)午後2時から開催いたしますので、ご予定の確保をお願いいたします。1か月程度前に、改めて文書で通知を送らせていただきますので、よろしく願いいたします。以上で、本日の審議会を終了とします。皆さまお疲れ様でした。ありがとうございました。